

川根本町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和8年5月18日(月) 午後2時30分から午後3時30分まで
2. 開催場所 川根本町役場本庁3階会議室
3. 出席委員 17名
会 長 11番 丹野浩之
農業委員 1番 筑地美帆 2番 芹澤 利恵 5番 山下 尊 6番 長嶋一幸
7番 山田敏男 8番 瀧尾政之 9番 小田康利 10番 山田友兵衛
農地利用最適化推進委員
12番 澤畑光晴 13番 梶山嘉久 14番 金子明悟 15番 西井戸寛二
16番 澤井康二 17番 松下 守 18番 山本博信 19番 平野勝信
4. 欠席委員 3番 橋本立生 4番 風間光一郎
5. 議事日程
第1 開 会
第2 農業委員憲章唱和
第3 議事録署名人の指名
第4 会期の決定
第5 議 事
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 非農地証明許可申請について
議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の意見について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 北村浩二
職 員 中村益幸、横畑和哉、海野哲也
7. 会議の概要
議 長 ただいまから、5月の農業委員会定例総会を開会します。
定例総会は、会議規則により成立します。
議事録署名人ですが8番瀧尾政之さん、9番小田康利さんをお願いしたいと思います。
会期は本日1日とします。

議 長 それでは議事に入ります。議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第 4 条許可申請については 1 件です。申請者は●●の○○○○さんです。営農型太陽光発電施設の設置による一時転用です。この申請は、既に令和 4 年 10 月に静岡県知事から一時転用の許可を受けた土地の更新のための申請です。

申請者は、前回の許可以降、サカキの栽培をしており、下部農地は適正に管理されていると判断できます。

議 長 それでは次に、担当委員から説明をお願いします。

委 員 下部農地の営農状況について、確認を行いました。サカキの生育状況は順調であり、今後出荷に向けて準備をしているとのことでありました。問題は無いと判断できます。

議 長 双方の説明が終わりました。
質問・意見等がありますか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号番号 2 を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので議案第 4 号は承認といたします。
続いて、議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程します。
番号 1 について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号番号 1 を説明します。農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人は●●の○○○○さん、譲受人は●●の○○○○さんです。

対象農地は、●●地内の農地 2 筆です。面積は 519 m²です。土地売買契約による所有権移転です。自宅周辺の畑を取得する案件となります。取得する農地の活用については、白畑での利用を計画しているとのこと。

議 長 それでは次に、担当委員から説明をお願いします。

委 員 申請者へ確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、問題は無いと思われます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 双方の説明が終わりました。
 質問・意見等がありますか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 それでは、採決に移ります。議案第5号番号1を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議案第5号番号1は承認といたします。
 次に議案第5号番号2について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号番号2を説明します。農地法第3条の規定による許可申請について
 譲渡人は●●の〇〇〇〇さん、譲受人は●●の〇〇〇〇さんです。
対象農地は、●●地内の農地1筆です。合計面積は110㎡です。土地贈与契約による所有権移
転です。譲受人は、茶の栽培を行っている農家ですが、今回の農地については、白畑と
して利用することとなっています。

議 長 それでは次に、担当委員から説明をお願いします。

委 員 譲受人の家から近いので、農地を適切に管理していただけたと思います。問題は無い案件で
あると思われます。

議 長 双方の説明が終わりました。
 質問・意見等がありますか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 それでは、採決に移ります。議案第5号番号2を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、承認といたします。

次に議案第 6 号、非農地証明許可申請について上程します。
番号 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号番号 1 を説明します。

非農地証明許可申請です。申請人は●●の○○○○さんです。申請地は、●●地内の農地 1 筆です。面積は 19 m²で、登記簿地目は畑、現況は宅地です。

申請地は昭和 40 年の町道三ツ間線開設時の分筆残地であり、農地利用が困難な状況でした。○○○○氏宅の町道三ツ間線への接続が一点のみであるため、申請地を進入路および車庫用地として利用せざるを得ませんでした。○○○○氏は申請者の親戚であります。その親戚からの申し入れを受け、無償で貸与し現在に至ります。

建築当時、農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法の存在・趣旨を理解していなかった。ということであります。約 60 年間に渡って進入路として使用しており、農地への復元が困難であると判断できます。

議 長 それでは次に、担当委員の説明を求めます。

委 員 事務局の説明のとおり、進入路として使用してきたとのことであります。自宅への進入路ということですので、やむを得ない状況であると判断できます。ご審議をお願いいたします。

議 長 双方の説明が終わりました。質疑に移ります。
質問・意見等がありますか。

委 員 (質問・意見等なし)

議 長 それでは、採決に移ります。
議案第 6 号番号 1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、承認いたします。
議案第 6 号番号 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号番号 2 を説明します。

非農地証明許可申請です。申請人は●●の○○○○さんです。申請地は、●●地内の農地 1 筆です。面積は 11 m²で登記簿地目は畑、現況は雑種地です。

申請地は、○○○○氏の要望により、前所有者の亡父が居住していた○○○○氏所有地（同所 128 番地）への進入路として長年使用されました。Google Earth の画像から、少なくとも

2010 年以降、現状での使用が 10 年以上継続していることが確認できます。

同所 128 番地の宅地および周辺農地を〇〇〇〇氏から承継した〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏が、空き家バンクを通じて売却するにあたり、申請地を進入路として取得したいとの要望がありました。

建築当時、農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法の存在・趣旨を理解していなかった。ということであります。少なくとも 10 年以上現在の進入路として使用しており、農地への復元が困難であると判断できます。

議 長 それでは次に、担当委員の説明を求めます。

委 員 今回の案件は、自宅へ向かうための進入路とのことです。自宅へ向かうためには、この農地を通過する他に方法は無かったとのことでもありますので、やむを得ない状況であると判断できます。ご審議をお願いいたします。

議 長 双方の説明が終わりました。質疑に移ります。
質問・意見等がありますか。

委 員 今回の申請地にあっては、進入路としての利用であるとのことですので、問題はないと思われます。

議 長 それでは、採決に移ります。
議案第 6 号番号 2 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、承認いたします。
続いて議案第 7 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の意見について上程いたします。
番号 1，番号 2 は関連がありますので、事務局から一括で説明をお願いします。

事務局 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については 6 件です。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の作成について、農業委員会の意見を求める件です。
番号 1 は●●の〇〇〇〇さんの所有農地です。この農地を農地中間管理機構を通じて●●の〇〇〇〇さんが借受人となる使用貸借契約となります。
対象農地は 2 筆で 512 ㎡です。茶の栽培を計画しております。利用権の設定期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日の 10 年となります。

議 長 それでは次に、担当委員から説明をお願いします。

委 員 事務局の説明のとおりであります。

議 長 双方の説明が終わりました。
質問・意見等がありますか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 それでは、採決に移ります。議案第7号番号1を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、承認いたします。
続いて番号2から番号3について関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 番号2は●●の〇〇〇〇さん、番号3は●●の〇〇〇〇さんの所有農地です。この農地を農地中間管理機構を通じて●●の〇〇〇〇が借受人となる使用貸借契約となります。
対象農地は2筆 405 m²で茶の栽培を計画しております。
利用権の設定期間は令和8年8月1日から令和17年5月31日の8年10ヶ月となります。

議 長 それでは次に、担当委員から説明をお願いします。

委 員 事務局の説明のとおりであります。

議 長 双方の説明が終わりました。
質問・意見等がありますか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 それでは、採決に移ります。議案第7号番号2から番号3を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、承認いたします。
続いて番号4から番号5について事務局から説明をお願いします。

事務局 番号4は、●●の○○○○さん、番号5は●●の○○○○さんの所有農地です。この農地を農地中間管理機構を通じて●●の○○○○が借受人となる使用貸借契約となります。
対象農地は2筆 650 m²で甘藷の栽培を計画しております。
利用権の設定期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日の10年となります。

議 長 それでは次に、担当委員から説明をお願いします。

委 員 荒廃農地を活用する案件となり非常にありがたいと思います。

議 長 双方の説明が終わりました。
質問・意見等がありますか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 それでは、採決に移ります。議案第7号番号4から番号5を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、承認いたします。

その他、事務局からの情報提供を行った。

上記会議録の顛末を記載し、その相違ないことを認めここに署名する。

令和 8年 5月 18日

川根本町農業委員会 会 長 丹 野 浩 之 ㊟

同 農業委員 瀧 尾 政 之 ㊟

同 農業委員 小 田 康 利 ㊟